

なごみの郷ショートステイ利用料金表（介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護）



	基本単位 / 日	食事料金 / 日	居住費 / 日	日常生活費・ 教養娯楽費 / 日	別料金
要支援1	529単位	1,575円	2,066円	100円	(注) 参照
要支援2	656単位				
要介護1	704単位				
要介護2	772単位				
要介護3	847単位				
要介護4	918単位				
要介護5	987単位				

○ 地域区分が7級地のため、1単位10.17円で計算します。そのうち自己負担額は1割又は2割又は3割です。

○ 下記加算単位に該当する場合、上記基本単位に追加されます。

（介護予防サービス・介護サービス共通）

【加算（1日あたり）・・・いずれも該当した場合に基本単位に加算されます。】機能訓練指導体制加算12単位・個別機能訓練加算56単位・認知症行動心理症状緊急対応加算200単位・若年性認知症患者受入加算120単位・療養食加算8単位×1～3回・認知症専門ケア加算（Ⅰ）3単位又は（Ⅱ）4単位・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22単位又は（Ⅱ）18単位又は（Ⅲ）6単位。

【加算（1月あたり）・・・いずれも該当した場合に基本単位に加算されます。】生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位又は（Ⅱ）200単位、口腔連携強化加算50単位、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）100単位又は（Ⅱ）10単位。

【送迎を行った場合】184単位 / 片道

（介護サービス・要介護のみ）

【加算（1日あたり）・・・いずれも該当した場合に基本単位に加算されます。】看護体制加算（Ⅰ）4単位又は（Ⅲ）12単位・看護体制加算（Ⅱ）8単位又は（Ⅳ）23単位又は（Ⅳ）13単位・医療連携強化加算58単位・看取り連携体制加算64単位・夜勤職員配置加算（Ⅱ）18単位又は（Ⅳ）20単位・緊急短期入所受入加算90単位・在宅中重度者受入加算421単位又は417単位又は413単位又は425単位。

【該当となった場合総単位数に乘じた単位数が加算されます。（1月あたり）】

介護職員等処遇改善加算・・・総単位数に（Ⅰ）イの場合16.3%、（Ⅰ）ロの場合17.6%、（Ⅱ）イの場合15.9%、（Ⅱ）ロの場合17.2%、（Ⅲ）の場合13.6%、（Ⅳ）の場合11.3%を乗じた単位数が加算されます。

○ 日常生活費・教養娯楽費内訳（シャンプー、リンス、ボディーソープ、レクリエーション費等）

○ 少数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

（注）別料金 事務管理（預り金）手数料（1500円 / 月）・おやつ代金・売店料金・行事参加代金・補助食品代金・喫茶店代金・買い物代金・本人購入希望品（口腔関連費等）・理美容料金・医療機関受診料・薬代金・電気料金（1電化製品につき30円 / 日）

対象者	区分	食事料金（日額）	居住費（日額）
世帯全員が市町村民税非課税者	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担第1段階	300円
	年金収入等の合計が80万円以下の方 （単身650万円、夫婦1,650万円以下）	利用者負担第2段階	600円
	年金収入等の合計が80万円超120万円以下の方 （単身650万円、夫婦1,550万円以下）	利用者負担第3段階①	1,030円
	年金収入等の合計が120万円超の方 （単身500万円、夫婦1,500万円以下）	利用者負担第3段階②	1,360円
市町村民税課税者	上記以外の方	利用者負担第4段階	1,575円

区分	負担の上限額（月額）
生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）
世帯全員が市町村民税非課税 前年の年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計 が80万円以下の方等	24,600円（世帯）
世帯全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円 （年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）